

令和 4 年 2 月 8 日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

2020 年度分 ベースロード取引市場に係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、2019 年度に日本卸電力取引所において実施された 2020 年度分ベースロード取引市場について「ベースロード市場ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、受渡年度の翌年度である本年度に供出上限価格、供出価格の合理性の観点から監視を行いました。本日、2020 年度分ベースロード取引市場における受渡年度の翌年度の監視結果を取りまとめましたので、以下の通り公表します。

監視の必要性

- ベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、旧一般電気事業者の小売部門と同様にベースロード電源を利用できる環境を実現し、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットディングを目的としている。
- 大規模発電事業者がベースロード市場へ供出する価格が、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした供出上限価格を超えている場合や、小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回る場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。
- このような観点から、電力・ガス取引監視等委員会においては、ベースロード市場の受渡年度の前年度に実施する供出量及び供出上限価格の監視に加えて、受渡年度の翌年度において以下の観点による監視を行った。
 - 〔i〕 発電コスト及び発電量に関する想定と実績の乖離の確認
 - 〔ii〕 自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格の推定値が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないかの確認

2020 年度分ベースロード取引市場の監視結果

- 〔i〕 発電コスト及び発電量に関する想定と実績の乖離の確認
 - 受渡年度の実績が確定した本年度において、大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認した。
 - その結果、一部の大規模発電事業者では、想定時の発電コストの中に算定の誤りが発生していたことを確認したため、当該事業者に対して注意喚起を行った。なお、当該算定誤りが供出上限価格に与える影響は僅少であり、約定結果

に影響を与えるものではない。

- ・ 大規模発電事業者に対しては、引き続き適切な手法で供出上限価格を計算することが期待される。

[ii] 自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格の推定値が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないかの確認

- ・ 大規模発電事業者から、ベースロード市場への供出価格と自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格との比較に必要な根拠の提出を求め、自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていないかについて確認を行った。
- ・ さらに、ガイドラインで要求されている事項に加え、産業用小売価格（託送除き）、小売重点モニタリングの調査対象となった取引、公共入札案件のうち開札日と受渡期間がBL市場と類似する取引とベースロード市場へ供出した価格との比較を行った。
- ・ その結果、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていると考えられる事例は確認されなかった。

今後の対応

- ・ 旧一般電気事業者による内外無差別のコミットメントに基づく具体的な方策の運用が2021年度より開始され、社内取引価格の設定や社内取引の文書化が進められているため、2021年度分以降については、ベースロード市場への供出価格について、社内取引価格との整合性を確認していくことが適当ではないか。その際、現行のガイドラインでは、ベースロード市場への供出価格と社内取引価格との関係について明文化されていないため、必要に応じて、ガイドラインの見直しに関する建議を検討することとしたい。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 東
担当者:住田、水町、神田
電話:03-3501-1552(直通)